

【判決文】

メインメニュー  
現代法サブメニュー

被告製品図面等  
原告実用新案図面

原告実用新案明細書  
各技術の比較例

- 平成5年(ワ)第2389号 -  
東京地方裁判所 平成5年12月22日判決

原告： X1販売株式会社  
被告： Y1産業株式会社

【主文】

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は、原告の負担とする。

【事実】

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の物件を製造、販売又は販売のために展示してはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 右2につき、仮執行宣言。

二 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

一 請求原因

- 1 K Sは、次の実用新案権（以下「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という。）を有している。

- |           |   |
|-----------|---|
| (一) 考案の名称 | おにぎり包装用フィルム                             |
| (二) 出願日   | 昭和60年5月28日(実願昭60-79803)                 |
| (三) 公告日   | 昭和63年10月20日(昭63-40152)                  |
| (四) 登録日   | 平成元年6月26日                               |
| (五) 登録番号  | 第1775835号                               |
| (六) 請求の範囲 | 本判決末尾添付の実用新案公報(以下「本件公報」という。)の該当項に記載のとおり |

- 2 原告は、右K Sから、平成2年12月1日、本件実用新案権について専用実施権の設定を受け、平成3年6月24日、その旨の登録を経た。
- 3 本件考案の構成要件は、次のとおりである(なお、以下、右構成要件(一)を要件(一)といい、他の構成要件も同様に表示する。)
  - (一) 矩形の外装フィルムとその内面のほぼ中央において重合するよう配置された一対の隔離フィルムの外縁をシールすることにより袋部を形成し、
  - (二) 当該袋部を海苔の収納部とし、
  - (三) 隔離フィルム上におにぎりを載せ、外装フィルムを内側へ略半分に折り畳むと共に、その両隅部を更に折畳みシール片等により固定する包装用フィルムにおいて、
  - (四) 外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にミシン目を設け、
  - (五) 外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封し、隔離フィルムの片方とともに、ミシン目部分で外装フィルムの略半分に切り離し可能とした、
  - (六) おにぎり包装用フィルム

- 4 本件考案の作用効果は、次のとおりである。

従来、外食用として販売されるおにぎりは、海苔の吸湿性を考慮して海苔を防湿性合成樹脂フィルムの袋内に収納しておにぎりとは隔離し、食べる時に袋を剥がして海苔を取り出し、三角形状に成形されたおにぎをその海苔に載せて三角形状に巻く作業を行い、海苔を巻いたおにぎりとして食べていた。

しかし、このような従来のおにぎり包装用フィルムでは、(1)海苔を取り出すために合成樹脂フィルムの袋を開封しなければならない、(2)おにぎりの移し換えに手間が掛かる、(3)面倒な海苔の巻き作業が必要である、という問題点があったので、本件考案は、これを解決しようとするものである。
- 5 被告は、別紙物件目録記載のおにぎり包装用フィルム(以下「被告製品」という。)を業として製造、販売している。
- 6 被告製品の構成は、次のとおりである。
  - (一) 矩形状の外装フィルムと、その内面のほぼ中央で重合するように配置された一対の隔離フィルムの外縁をシールすることにより袋部を形成し、
  - (二) 当該袋部を海苔の収納部とし、
  - (三) 隔離フィルム上におにぎりを載せ、外装フィルムを内側へ略半分に折り畳むとともに、その両隅部をさらに折畳みシール片により固定する包装用フィルムにおいて、
  - (四) 外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にカットテープを設け、
  - (五) 外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封し、隔離フィルムの片方とともに、カットテープ部分で外装フィルムの略半分を切離し可能とした、
  - (六) おにぎり包装用フィルム
- 7 被告製品も、本件考案と同様の作用効果を有する。
- 8 以上のとおり、被告製品は、その構成において、本件考案のそれと全く同一であるか、又は全く同一の作用効果をもたらすものであって均等であるから、本件考案の技術的範囲に属するものといわなければならない。
- 9 よって、原告は、被告に対し、本件実用新案権の専用実施権に基づき、被告製品の製造販売等の差止めを求める。

## 二 請求原因に対する認否

- 1 請求原因1の事実は認める。
- 2 同2の事実は認める。
- 3 同3の構成要件の分説の仕方は争う。
- 4 同4は認める。
- 5 同5は、別紙物件目録「構造の説明」部分を除き、認める。被告製品が別紙物件目録「構造の説明」記載のとおりであることは否認する。

被告製品の構造は、「矩形状」ではなく、「上方両隅部を切欠した凸状」であり、「重合するように配置された一対の『隔離フィルム』」ではなく、「それぞれの一側を折り返してその折り返し部が外装フィルムと反対側となるように重合された一対の『隔離フィルム』」であり、「隔離フィルムの外縁」ではなく、「隔離フィルムの一部を除きその外縁」である。また、被告製品では、「カットテープ」は外装フィルムの内面に設けられ、かつその上下端部の左右には切込みが形成されている。更に、被告製品においては、「外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封」することはない。
- 6 同6の事実は否認する。
- 7 同7は認める。
- 8 同8は争う。

## 三 被告の主張

- 1 「ミシン目」について
  - (一) 本件考案の実用新案登録出願の願書に添付された明細書(以下「本件明細書」という。)の実用新案登録請求の範囲(以下「本件登録請求の範囲」という。)に記載された「ミシン目」とは、「不連続の点線状の穴の列」をいうものであって、右は一義的であり、カットテープとは明らかに概念が異なる。また、本件明細書の考案の詳細な説明、右登録出願の願書に添付された図面の各

記載を参酌しても、狭義の「ミシン目」以外の概念を想起させるものは何らない。したがって、カットテープを切離し手段として具える被告製品は、本件考案の技術的範囲に属さないことは明白である。

原告は、右「ミシン目」の記載は、複数の公知手段の代表例を例示したものにすぎず、「適宜の切離し手段を施してなる切離し手段」の意味に解すべきであるとし、更には「ミシン目」に限定する記載は本件公報の記載中にないから、「カットテープ」も含まれる旨主張するが、出願当時公公用の手段のうち特定の一手段を採用したことが明らかである場合には、権利はその実用新案登録請求の範囲に記載されたところに従って与えられ、明細書中に示きれない他の公知手段には及ばないというべきであり、「ミシン目」も「カットテープ」も本件考案出願当時公知の技術であるところ、本件考案は、そのうちの「ミシン目」との手段を採用したことが明らかであるから、本件において、「ミシン目」の記載は、当時すでに公知であった「カットテープ」を技術的範囲として含まないというべきである。したがって、右「ミシン目」を原告主張のように拡大して解釈することは許さない。

- (二) また、作用効果の面においても、「ミシン目」と「カットテープ」とでは次のような相違がある。
- (1) 「ミシン目」では、ミシン目の空隙を通して空気が海苔と接触し、湿気が侵入するので、海苔が湿るおそれがあるが、「カットテープ」では、ミシン目におけるような空隙がないためこのような海苔の湿りを防止することができる。
  - (2) 「ミシン目」では外装フィルムの半分を容易に切り離すことができないが、「カットテープ」では外装フィルムの切離しが容易である。
- (三) 更に、本件考案の出願人であるKSは、本件考案と技術的分野を同じくする他の出願において、「ミシン目」の語を「カットライン」と区別して使用し、あるいは「ミシン目」の語と「カットテープ」を区別して使用しているのであって、権利者自らが明確に区別して使用している概念を拡大して解釈することは許されるべきではない。

## 2 「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態に開封し」について

- (一) 被告製品は、その表面に、イラスト付きの解説で、「テープを下にひいて下さい」「テープを裏に回してお切り下さい」「をつまんで袋をひいて下さい」と記載されているように、おにぎりを包装したままの状態にカットテープにより外装フィルムを切断分割し、その後、分割後の外装フィルム的一方と内装フィルム的一方を同時に外側に引き出す構造となっている。すなわち、被告製品は、カットテープを設けているため、外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封する必要もないばかりか、開封する構造、使用状態を予定しておらず、包装状態のまま外装フィルムを切断することができる。

これに対し、本件考案においては、外装フィルムの切離し手段としてミシン目が包装材の全局に形成され、その中には比較的破れ易い海苔と隔離フィルムと形崩れしやすいおにぎりが入っているため、必ず包装後の外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封しなければ切断できないのである。原告自身、本件考案を実施していないことに照らしても、本件考案の「ミシン目」ではおにぎり用包装フィルムの分離手段として役に立たないことは明らかである。このように、本件考案においては、「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封」することが要件であるが、被告製品は、その構造上、「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封」することは予定されていないばかりか、略半分に折り畳んだ状態まで開封する必要がないのであるから、右要件を充足しないものというべきである。

- (二) 右のような構成上の相違から、本件考案にかかる包装フィルムと被告製品とは、作用効果上も次のとおり相違する。
- (1) 被告製品においては、包装状態のままカットテープを引くことにより外装フィルムを切断できるから、本件考案のように包装後の外装フィルムを略半分まで開封する手数が不要である。
  - (2) 本件考案においては、食べる際に必ず外装フィルムをほぼ半分に開封しなければならないから、シール片を剥がすことが不可欠であるが、被告製品においては、シール片を剥がすことはまったく不要である。
- (三) 原告は、海苔を完全な形で残すため、外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封することを要する旨主張するが、海苔を完全な形で残すためという目的は、本件明細書にはまったく記載されていないのであって、明細書に記載されていない目的を本件登録請求の範囲の解釈において参酌することはできないというべきである。

また、被告製品においては、原告主張のような海苔の隅部が残るといようなことはほとんど

ないが、仮にあったとしても、おにぎりの外周の大部分には海苔が巻かれるから実際には問題とならない。

#### 四 被告の主張に対する原告の反論

##### 1 被告の主張1（「ミシン目」）について

(一) 本件登録請求の範囲における「ミシン目」は「適宜の切離し手段を施してなる切離し手段」の意味であると解すべきである。その理由は以下のとおりである。

(1) 包装用フィルムの業界においては、切離しの手段としては、狭義のミシン目を設ける方式の外、カットテープを設ける方式、一方向にのみ張力をかけて成形し、一定方向には切れやすく、他方向には切れにくい方向性フィルムを使用する方式などが知られている。

ミシン目は、切離し部分に点線状の穴を開けておく方法であり、当業界においては古くから知られており、技術的にももっとも単純かつ素朴な手段である。また、カットテープ方式も昭和10年代から包装用具の切断手段として用いられているものである。昭和20年代に合成樹脂が包装用具の素材として登場してからは、包装用具の切断手段としてミシン目方式とカットテープ方式が切離しのための適宜の選択手段として並列的に用いられており、現在では、切離し手段としては、ミシン目方式とカットテープ方式が中心的なものとなっている。

そして、右にいう狭義のミシン目という用語でさえ、実際のミシンによって開けられた穴という意味から離れて、切り取り線にするための一連の穴として、切り取るという目的、機能と密接不可分の概念となっている。日常用語としても、ミシン目は、切り取るという目的、機能と密接不可分の概念となっている。したがって、本件考案出願当時、当業者間では、ミシン目なる語は、切り取るという目的、機能と密接不可分の概念として理解され、狭義のミシン目の意味から離れて、切り取り線そのものを意味する語として使用されていたというべきである。

(2) また、本件考案は、従来技術における問題点を解決するため、一刀両断的に、外装フィルムを隔離フィルムとともに左右に切り離すという画期的技術であり、その要点は「外装フィルムの略半分を切離し可能とした」点にあるのであって、その具体的な切離し手段が狭義のミシン目方式によるか否かに技術的な重点があるわけではない。

(3) 更に、本件明細書の実用新案登録請求の範囲の項にも、詳細な説明の項にも、外装フィルムの具体的な切離し手段を狭義のミシン目方式のものに限定するとの趣旨の記載は一切ない。

(4) これらの点を考慮すると、本件登録請求の範囲における「ミシン目」は、「適宜の切離し手段を施してなる切離し手段」の意味であると解すべきであり、狭義のミシン目方式、カットテープ方式、方向性フィルム方式等の切離し手段すべてを含み、それらを総称するものというべきである。

(二) 被告は、狭義のミシン目方式とすると、その穴から空気が流通して海苔が湿るが、カットテープ方式ではそのようなことはない旨主張するが、フィルムの重合部分からの空気の流通もあるから、「ミシン目」からの空気の流通を論議することは意味がない。

##### 2 被告の主張2（「開封」）について

(一) 本件登録請求の範囲の「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封」するとの記載は、それ自体では方法的記載であって、被告主張のようにこれのみを独立の要件とすることは、実用新案権が物品の形状、構造、組合せを対象とし、方法を対象としていない点に照らして相当でなく、あくまで、物品の形状、構造、組合せを限定する機能を有する場合にその限度で意味があるものと解すべきである。

(二) 本件登録請求の範囲における「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封し」という記載は、「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封して隔離フィルムの片方とともに外装フィルムの略半分を（左右に）切り離すことができるような構造」との趣旨の記載として理解されるべきである。

(三) 被告製品は、客観的な構造としては、「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封して隔離フィルムの片方とともに外装フィルムの略半分を（左右に）切り離すことができるような構造」を有していることは否定しえないのであるから、構造的に同一である以上、本件考案の右構造を有しているものというべきである。なお、被告製品の表面のイラスト付き解説には、カットテープ部分で切り離して使用するよう記載されており、「外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封」することは省略して使用するよう使用方法が指定されているが、右説明は客観的な構造まで変更するものではない。

(四) 作用効果の面においても、「外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封」することにより、海苔を完全な形で残すことが可能になる。すなわち、本件考案の包装用フィルムにおいては、外装フィルムと隔離フィルムに挟まれた海苔が内側に略半分折り曲げられているため、そのままの状態を外装フィルムをミシン目部分で左右に切り離して引っ張ると、切離し自体は容易ではあるものの、内側に折り曲げられたままの海苔が左右に引っ張られるため、折曲げ部分で切断されざるを得ず、その結果、折曲げられた部分が三角形状に残ってしまうこととなるが、外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封してから左右に切り離すと、海苔を完全な形で残すことが可能となり、このような失敗を避けることができるのである。

被告製品においても、おにぎりを包装したままの状態でカットテープで外装フィルムを切断分割し、その後の外装フィルム的一方と隔離フィルム的一方を同時に引き出すと、フィルムの隅に海苔を残したり、海苔の破損を生じ、海苔の隅部が切れ残るといった事態が生じる。しかしながら、被告製品においても「外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封」すれば、海苔の隅の部分が三角形状にちぎれるという事態を回避することができるから、それにもかかわらず外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封するという過程を経ないというのは不自然である。被告製品においても、右の過程を経ることが望ましい構造を有していることに変わりはない。

(五) なお、被告は、本件考案においては、食べる際に必ず外装フィルムをほぼ半分に開封しなければならないから、シール片を剥がすことが不可欠である旨主張するが、このシール片は最終の販売段階で貼付されるものであり、おにぎり包装用フィルムである被告製品の構造とは関係がない。

### 第三 証拠

本件記録中の書証目録及び証人等目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 【理由】

- 一 請求原因1、2及び4の事実並びに5のうち被告製品が別紙物件目録の構造の説明のとおりのものであることを除く事実は、当事者間に争いがない。
- 二 右争いのない請求原因1の事実及び成立に争いのない甲第三号証（本件公報）によれば、本件考案の構成要件は、請求原因3のとおりであることが認められる。
- 三 被告製品が本件考案の技術的範囲に属するか否かに関し、「外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にミシン目を設け、」との要件（四）を充足するかについて、判断する。

#### 1 まず、「ミシン目」について検討することとする。

本件登録請求の範囲において、「ミシン目」は、その用語自体に照らし、ミシン針の縫い目のあのように点線状に設けられた穴又は穴の列を意味することが明らかであるが、これに加えて、本件登録請求の範囲においては、「外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にミシン目を設け」あるいは「外装フィルムの略半分に折畳んだ状態まで開封し隔離フィルムの片方とともにミシン目部分で外装フィルムの略半分を切り離し可能とした」と記載されており、右記載からは、「ミシン目」が外装フィルムの略半分を切り離すための切離し手段としての機能を有するものであることが明らかである。

そして、この点に関する考案の詳細な説明をみると「本考案は、ほぼ中央にミシン目が設けられた外装フィルムと一対の隔離フィルムによって形成された袋状の収納部内に海苔を入れ」（本件公報2欄9ないし12行）、「食べる時に外装フィルムをミシン目部分で隔離フィルムとともに海苔やおにぎりを残したまま切離すことができ」（同2欄14ないし16行）と記載され、その実施例の説明においても「7は外装フィルム1のほぼ中央に設けられたミシン目で、前記隔離フィルム2、3の重合端縁に沿った位置に隔離フィルム2、3とともに容易に切離すことができるように直線状に形成されている。」（同3欄3ないし7行）、「外装フィルム1の片端を引っ張りその約半分をミシン目7で切離す。」（同3欄23ないし25行）、「本考案に係わるおにぎり包装用フィルムによれば、食べる時に外装フィルム1をミシン目7で切離すだけでよく」（同4欄5ないし7行）と記載され、更には、願書に添付された図面に「ミシン目7」として、外装フィルムのほぼ中央部分に一系列の点線が記載されているから（本件公報第2ないし第5図）、「ミシン目」の意義もしくはその構成について、前記のような本件登録請求の範囲に記載された内容、すなわち、

本件考案の登録請求範囲における前記「ミシン目」が、直線状かつ点線状に開けられた一列の穴ないしはその列という構成を示すものとして用いられていることを確認することができる。

2 別紙物件目録のうち当事者間に争いが無い部分、被告製品であることについて争いのない検甲第一号証及び弁論の全趣旨によると、被告製品がおにぎり包装用フィルムの切離し手段として「カットテープ」方式を採用していること、そして、被告製品においては、外装フィルムの内面に密着されたテープを、切込み部分から、上方かつ切込み部分とは反対方向に引くことによって外装フィルムを切り離すものであって、外装フィルムには切離しのための直線状かつ点線状に設けられた一列の穴ないしはその列は存在しないことが認められるから、被告製品は、本件登録請求の範囲にいう「ミシン目」に相応する構造を具備するものではないというべきである。

3 原告は、本件考案の出願当時、フィルムの具体的切離し手段として複数の公知技術が存したが、本件登録請求の範囲の「ミシン目」は、その代表例を例示したにすぎず、「適宜の切離し手段を施してなる切離し手段」の意味に解すべきであるから、右「ミシン目」は、狭義の「ミシン目」に限定されるものではなく、「カットテープ」方式も含まれる旨主張する。

しかしながら、本件登録請求の範囲には、右「ミシン目」について、原告主張のように解する手掛かりとなる記載は全くないのみならず、本件明細書の考案の詳細な説明にも、「ミシン目」を原告主張のように定義付け、あるいはこれを説明した記載は全くなく、本件記録を精査しても、原告の右主張を認めるに足りるような証拠はない。

かえって、前掲甲第三号証、成立に争いのない甲第四号証の一ないし四、第五号証、乙第一号証の一ないし五、第二号証の一、二、第三ないし第五号証、第六号証、被告製品であることに争いのない検甲第一号証、原告製品であることに争いのない検乙第一号証並びに弁論の全趣旨によれば、

- (一) 「ミシン」あるいは「ミシン目」は、一般に、紙、セロファン、フィルムなどに、切り取りやすいようにあけられた点線状の穴を意味する語として用いられていること、
- (二) 本件考案の出願当時、包装用フィルムの切離し手段として「ミシン目」方式、「カットテープ」方式、「方向性フィルム」方式などの技術が当業者において公知であったこと、
- (三) 右「ミシン目」方式はポケットティッシュの包装などのように、フィルムに点線状の穴の列を設ける方式であり、「カットテープ」方式は、タバコやキャラメル包装のように、フィルムに開封用のカットテープを装着する方式であり、「方向性フィルム方式」は、酒のつまみ類の包装などのように、一定方向に切れやすく、他方向に切れにくい性質のフィルムを使用したうえ、切り欠き部分などを設ける方式であること、
- (四) 「ミシン目」方式においては、切り放す際、フィルムに設けられた点線状の穴の列を中心にして、それぞれ左右にフィルムを引っ張り、点線状の穴の列の部分の左右のフィルムを両手でそれぞれ支持したうえ、左右のフィルムにそれぞれ相当程度の力を加える必要があること、従って、これを設けるためのコストは低廉ではあるものの、内容物の性質、形状によっては包装の中身の形が崩れたり、壊れたりすることもありうること、

これに対し、「カットテープ」方式においては、開封用のテープを引いて取り去るだけでフィルムを二分割しうるものであり、その際、テープの除去自体は片手で可能であり、フィルムの切り離しが「ミシン目」方式に比較してはるかに容易であり、中身が形崩れすることもほとんどないこと、したがって、「ミシン目」方式と「カットテープ」方式とでは、その構成が全く異なるうえに、そのコストが「ミシン目」方式よりは高くなるものの、機能的には著しい相違があること、

- (五) 本件考案の出願の前後を通じて、海苔巻寿司やおにぎりの包装用フィルムに関する特許出願又は実用新案登録出願において、「ミシン目」という語が「切離し手段一般」ないし「切離し手段の例示」として用いられたことはなく、かえって、「ミシン目」という語と「カットテープ」という語とは、フィルムの切離し手段を示すものとして明確に区別して使用されていたこと、

以上の事実が認められ、右認定の事実を照らして考えると、本件明細書の登録請求の範囲における「ミシン目」を、原告の前記主張のように、適宜の切離し手段を施してなる切離し手段を意味し、カットテープ方式を含むものであると解することは到底できないというべきである。

4 以上のとおりであるから、被告製品は、本件考案の要件(四)を充足しない。

四 次に本件考案の「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封し隔離フィルムの片方とともに

にミシン目部分で外装フィルムの略半分を切離し可能とした」との要件（五）について、判断する。

- 1 本件登録請求の範囲には、「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封し隔離フィルムの片方とともにミシン目部分で外装フィルムの略半分を切離し可能とした」と記載されているところ、右の「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封し」は、通常用語例、前後の文脈に従えば、「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封した後」の意味であると認められる。本件明細書の考案の詳細な説明をみても、「このようにして包装されたおにぎりを食べる時は、シール片9を剥がしてフィルムの両隅部を第3図に示す元の位置まで開封し、外装フィルム1の片端を引っ張りその約半分にミシン目7で切離す。これに伴い片方の隔離フィルム3も切離され、第6図に示すようにおにぎり8が海苔5に巻かれた状態で半分露出する。」（本件公報3欄21行ないし4欄1行）と記載されているから、いったん外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封した後、ミシン目部分で切り離すとしていることが認められる。したがって、本件考案は、おにぎり包装用フィルムとして、単にミシン目部分で外装フィルムの略半分が切り離すことができればよいというものではなく、外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封した後に、隔離フィルムの片方とともに、ミシン目部分で外装フィルムの略半分を切り離すことを必須の構成要件とするのであって、本件考案にかかるおにぎり包装用フィルムは、右のような構造、形状を有するものと認められる。
- 2 別紙物件目録のうち当事者間に争いが無い部分、前掲甲第一号証、甲第四号証の一ないし四、原告主張のテレビ番組を録画したビデオテープであることについて争いのない検甲第二号証並びに弁論の全趣旨によれば、
  - (1) 被告製品は、その表面にイラスト付きで、「テープを下に引いてください。」「テープを裏側に回してお切りください。」「をつまんで袋をひいて下さい。」と記載され、おにぎりを包装したままの状態のカットテープにより外装フィルムを切断分割し、その後、分割後の外装フィルム的一方と隔離フィルム的一方を同時に外側に引き出すように指示説明されていること、
  - (2) 被告製品は、外装フィルムの略中央部分にフィルムの切離し手段としてカットテープを具え、おにぎり包装の最後の段階において、外装フィルムと隔離フィルムに海苔を挟んだ状態で、フィルムの上端が折り畳まれ、右折り畳んだフィルムの両隅部にかかるように、おにぎりの中身、製造元等が記載されたシール片が貼りつけられてフィルムが固定され、その包装が完成すること、
  - (3) 右シール片の形状、大きさは、縦約3.5センチメートル、横約5.4センチメートルの略長方形であり、その裏面全体に相当に強力な接着剤が塗布され、食べる際、シール片をいちいち剥がすことは相当に面倒なだけでなく、これを剥がすことにより包装されている海苔やおにぎりを損傷する可能性もあること、
  - (4) 右シール片は、前記カットテープにより外装フィルムとともに切り取ることは比較的容易であって、被告製品に包装されたおにぎりの購買者は、外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封しなくとも、包装された状態のままカットテープにより開封することができること、以上の事実が認められる。

右事実によれば、被告製品においては、被告製品により包装されたおにぎりの一般的な購買者が、表面に記載された説明書に反し、敢えて困難なシール片剥離作業を経て外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封するということが通常考えられない用法であるといわなければならない。そうすると、被告製品は、シール片を剥離して外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封することは必要ないのみならず、このような開封を予定しない形状ないし構造の包装用フィルムであるといえることができる。
- 3 原告は、被告製品においても、「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封」すれば、海苔の隅の部分が三角形状にちぎれるという事態を回避することができるし、また、それが可能なのであるから、外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封するという過程を経ないというのは不自然であり、被告製品においても、右の過程を経ることが望ましい構造を有していることに変わりはない旨主張するが、右2に認定したとおりであって、原告の右主張は採用することができない。
- 4 以上のとおりであるから、被告製品は、本件考案の「外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開封し隔離フィルムの片方とともにミシン目部分で外装フィルムの略半分を切離し可能とした」との要件（五）を充足しないものというべきである。
- 5 なお、原告は、本件登録請求の範囲における「ミシン目」を「カットテープ」に置き換えるこ

とが可能であることを前提として、被告製品が本件考案と均等であるとの主張をするかのようであるが、本件において、フィルムの切り離し手段としての「ミシン目」と「カットテープ」とでは、すでに説示したとおり、その構成においても、作用効果においても異なるものであるといわなければならないから、原告の前記主張はその前提を欠き、採用することができない。

六、 以上のとおりであるから、原告の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法89条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所 民事第29部  
裁判長裁判官 一宮 和夫  
裁判官 足立 謙三  
裁判官 前川 高範

[メインメニュー](#)  
[現代法サブメニュー](#)

被告製品図面等  
原告実用新案図面

原告実用新案明細書  
各技術の比較例